

「平成24年度 海外建設プロジェクトにおける契約管理検討事業」

報告書

<第2部>

DAB(紛争裁定委員会)の活用状況

平成 25 年 3 月

国土交通省

受託者 一般社団法人 海外建設協会

第2部 DAB（紛争裁定委員会）の活用状況
目次

1. DAB 活用状況調査の背景・目的	1
1) DAB の背景	1
2) DAB とは	1
3) DAB の主なメリット	2
4) DAB の主なデメリット	2
5) JICA の DAB 普及に向けた取り組み	2
6) 本 DAB 活用状況調査の特色	4
2. 活用状況調査の実施方法・内容	5
3. 我が国建設企業による DAB の活用状況	6
1) アンケート回収状況	6
2) プロジェクト実施場所（国名）	6
3) 契約上の DB / DAB / DRB 委員会の有無	6
4) 契約上の DB / DAB / DRB 委員会有り - 20 件の概要	6
5) DB / DAB / DRB の別	7
6) 実際の設置の有無	7
4. 海外進出先における DAB の活用状況	8
ケーススタディー 現地調査（スリランカ国コロンボ）	
1) 日程	8
2) 調査チーム	9
3) 調査の背景、目的、対象	9
4) 調査概要	9
5. 調査結果の分析と今後の展望	15

第2部 DAB（紛争裁定委員会）の活用状況

1. DAB 活用状況調査の背景・目的

1) DAB の背景

建設工事では国内外を問わず契約（公共工事標準契約約款、FIDIC、その他）がベースとなっている。当初の契約通りにスムーズに行けば大きな問題はないが、スムーズに行くケースは希である。というのも、建設工事は複雑な自然条件や環境の元で実施されるため、当初の契約通りには進まないケースがほとんどといってよいのが主な理由である。契約通りには進まない具体的な要因としては、追加工事、用地買収遅延、支払い遅延、エスカレーション（物価上昇）、不可抗力等があげられる。

<実際の対応>

契約通りには進まない場合にどのように対応するかといえば、海外の建設工事における大半のケースは、契約上の規定（変更、現場への立入り権、支払い遅延、エスカレーション、不可抗力等）に則って対応しており、請負者もクレームという対抗手段を有している。第三者技術者としての the Engineer（主な役割として①変更指示、②請負者のクレームの査定、③プロジェクトの図面の発給等）が、発注者と請負者の間に存在して中立的な役割を果たしており、紛争にならないよう努めているが、時として対応できない場合は、紛争に発展するケースもある。

<紛争解決の主な手段>

紛争解決の主な手段として①裁判、②仲裁、③DAB（裁定）等があり、それぞれにメリット、デメリットがある。

DAB は、その紛争解決手段の例の一つであり、多くの特色を有しており、以下で具体的な説明をする。

2) DAB とは : Dispute Adjudication Board（紛争裁定委員会）

通常1人または3人のアジュディケーター（adjudicator—裁定人）で構成され、3人の場合は、アジュディケーターは発注者及び請負者から中立な第三者の立場を維持するため、発注者と請負者が1名ずつを指名し、指名された2名が3人目を選定する。アジュディケーターにかかる費用は発注者と請負者が折半する。（日本コンサルティング・エンジニア協会：AJCE ホームページより引用）

<アジュディケーターの役割等>

- ① 発注者および請負者が、紛争裁定に関する合意の上、任命する。
- ② 定期的に現場視察を行い、発生初期の段階で問題解決にあたり、紛争が大きくなるのを防ぐべく助言を行うとともに、裁定依頼申し出に対して裁定を行う。
- ③ 契約および工事に関する専門知識と豊富な経験をもつ人材からの選任が望ましい。
- ④ DAB による裁定は、その後に和解または仲裁判断がない限り両当事者を契約上拘束する。

<アジュディケーター導入の背景>

FIDIC Red Book 1999年版の前版であるFIDIC Red Book 1987版までは、「the Engineer（第三者技術者）」が中立な立場で、発注者及び請負者間のクレームや紛争に対応し解決を図ってきたが、the Engineerは発注者との契約関係にあるため、透明性や中立性を完全に担保することが時として困難である、という意見があったことから、「the Engineer（第三者技術者）」とは別の立場としてアジュディケーターが導入された。（AJCE ホームページより引用）

—野崎秀則氏(AJCE 理事)の2011年5月 AJCE・JICA・OCAJI 共催セミナー資料より—
【FIDIC Red Book 1987版】では、「the Engineer」が中立的な立場で、発注者及び請負者間のクレームや紛争に対応し解決を図ってきた。

しかし、「the Engineer」は発注者と契約関係にあるため透明性や中立性を完全に担保することが時に困難であるという意見があり、大幅な約款の改訂が行われ、【FIDIC Red Book 1999版及びMDB版】が策定された。この1999版及びMDB版では、紛争の決定は、「the Engineer」ではなく発注者及び請負者双方の合意により指名される「Adjudicator」に付託する事が規定された。

3) DABの主なメリット

- ① アジュディケーターによる現場視察等を通じ、DAB裁定に至る前に紛争の芽を摘み取り、発注者、施工者間の妥協点の模索が促進される。
- ② DABには常設と随時の2タイプがあるが、常設の委員会を設置した場合、工事の最初からthe Engineer以外の第三者の目が入り、アジュディケーターによる定期的な工事現場視察等により、紛争発生時に、以下の効果が期待できる。
 - 迅速かつ的確な判断
 - 仲裁、裁判に比して低廉な費用
 - 時間と費用がかかる仲裁や裁判の回避
- ③ 3人のアジュディケーターで構成される場合、建設工事の技術的知見を有するアジュディケーターの選定も可能である。

4) DABの主なデメリット

- ① 制度が比較的新しく、アジュディケーターの候補者が少ない。
- ② アジュディケーターの費用が建設工事のコストに確定的に追加されることになり、概して発注者が導入に消極的である。
- ③ 特別法がない限り、仲裁と比較して裁定に法的な拘束力がなく、DABの裁定に対し、発注者が履行義務を必ずしも果たそうとしない。

5) JICAのDAB普及に向けた取り組み

JICAでは、従来から円借款案件で使用する標準入札書類を用意してきたが、2009年から契約条件書に世界銀行、アジア開発銀行などと同様に、DAB設置条項が盛り込まれているMDB版の採用を決め、それに伴いDABの普及に向けた活動を行ってきた。

特に、2012年4月、JICAは円借款の新調達ガイドラインを発行し、同年4月以降に相手国と締結される円借款事業については、JICAが用意する標準入札書類「Standard Bidding

Documents」の使用が義務づけられることとなった。このため、今後の円借款事業においては、DAB の設置、活用が拡大していくことが見込まれる。

① DAB に関する制度整備（円借款調達ガイドライン、標準入札図書等）

2009年6月	標準入札書類：Sample Bidding Documents－MDB Harmonized 2006 Version を採用
2010年度	MDB プロジェクトにおける DB 運用状況調査（ADB、WB、IDB）
2012年4月	円借款の新調達ガイドラインが発行され、4月1日以降プレッジされる案件（輪切りの継続フェーズは除く）に適用 JICA が用意する「Standard Bidding Documents」の使用義務を明記
2012年11月	標準入札書類：Standard Bidding Documents－MDB Harmonized 2010 Version を発行

② 発注者／請負者への働きかけ（普及セミナー、DB マニュアル等）

2008年度	普及セミナー：日本、インド、フィリピン
2009年度	普及セミナー：カンボジア、ベトナム、バングラデシュ、スリランカ
2009年度	Adjudicator 育成のためのトレーニング教材作成
2011年度	DB 普及セミナー（東京）：DB マニュアル解説
2011年度	現地 DB セミナー：ベトナム、スリランカ、フィリピン、インドネシア
2011年度	インドネシアにおいて模擬 DB セミナー開催

③ アジュディケーター側への働きかけ（アジュディケーター育成等）

2010年12月	Adjudicator National List 登録を支援するため、Adjudicator 研修ワークショップ及び資格審査ワークショップ（試験）を実施（審査通過 10 名、登録 7 名）
2008年度	アジア地域における DAB・Adjudicator 育成計画の企画検討調査
2009年度	アジア地域における DAB・Adjudicator 導入・普及のための企画検討調査
2010年度	アジア地域における DAB・Adjudicator 導入・普及体制整備のための企画検討調査
2010年度	Adjudicator 育成と資格審査に関わる先進国事例調査（ドイツ、ポーランド、ルーマニア）
2011年度	アジア地域における DB 普及、及び Adjudicator 育成体制整備促進のための企画検討調査

6) 本 DAB 活用状況調査の特色

- ① 発注者、アジュディケーターに加え、DAB のもう一方の当事者である建設企業を対象に調査することで、現実の運用状況を把握し、JICA の取組と相まって DAB の更なる普及に貢献する。
- ② 契約問題が発生している海外建設プロジェクトの事案について、詳細な調査を実施する。(第 3 部参照)
- ③ DAB の導入途上である国 (スリランカ) で、発注者・アジュディケーター・建設企業の三者を対象に、詳細に各々の立場、状況を調査し、今後の普及に向けた課題を検討する。

2. 活用状況調査の実施方法・内容

海外建設協会会員企業 49 社を対象にアンケートを行った。特定テーマ③「海外において我が国建設企業に契約問題が発生している事案」のアンケートと連動させて「2004 年以降に引き渡し済みあるいは現在実施中の円借款案件（全案件）、及びその他の公共工事事案件（1 件 100 億円以上の案件）のうち回答可能な案件」について実施した。

アンケート項目は次の通りで、1.～16.は、＜第 3 部＞と共通項目で、17.～23.が DAB に関わる項目。

1. プロジェクト名
2. 施工場所
3. 発注者
4. 施主の分類
5. 事業費融資者（資金源）
6. 契約上の準拠法
7. 契約約款の種類
8. 契約金額
9. 契約日
10. 着工日
11. 契約竣工日
12. 竣工(予想)日
13. プロジェクトの種類
14. プロジェクト概要（計画概要、規模など）
15. プロジェクト遂行上の問題（不具合）
16. 15)の質問項目以外の契約上の問題と対応

17. 実際の契約上の DAB / DB 委員会の有無
18. 「有り」の場合、委員会は常時(Standing)か随時(ad hoc)か？
19. 委員会は実際に設置されたか否か？
20. 委員会が実際に設置された場合、委員会（裁定人—Adjudicator）の構成（人数と国籍、法律家・エンジニアの別、委員選任の際に建設企業が重視した点）
21. 委員会に裁定を付託した回数
22. DAB 裁定がなされた後の履行状況
23. 委員会設置のメリットありと評価するなら、どのような点か。

3. 我が国建設企業による DAB の活用状況

1) アンケート回収状況

回答： 15 社 回答案件数： 90 件

2) プロジェクト実施場所（国名）

複数案件の回答があった国を回答が多い順に並べると、
ベトナム(21)、フィリピン(11)、インドネシア(7)、タイ(7)、シンガポール(6)、台湾(6)、
UAE(5)、アメリカ(5)、スリランカ(4)、マレーシア(4)、カタール(2)となり、この他に
各1案件の回答が12カ国あり、全体で23カ国でのプロジェクトについて回答があった。
()は回答件数)

3) 契約上の DB / DAB / DRB 委員会の有無

全回答 90 件のうち、契約上 DB / DAB / DRB 委員会が有ったのは約 22% の 20 件。

無し	68 件
有り	20
N/A	2
合計	90

注 1) DAB (Dispute Adjudication Board); 紛争裁定委員会
 DB (Dispute Board); 紛争処理委員会
 DRB (Dispute Resolution Board); 紛争解決委員会

注 2) 1. 2)で記述のとおり DAB (DB) による裁定 (decision) は、その後に
 和解または仲裁判断がない限り両当事者を契約上拘束 (binding) する
 が、DRB が示すのは勧告・推奨 (recommendation) で拘束性をもたない。

4) 契約上の DB / DAB / DRB 委員会有り - 20 件の概要

契約に委員会が有った 20 件の施工場所、資金源、使用された契約約款は次のとおり。

施工場所：

複数案件で契約に委員会が有ったのは、多い順にアメリカ (4)、マレーシア(3)、
フィリピン(2)、インドネシア(2)、スリランカ(2)で、1 件のみの国はインド、トルコ、
ベトナム 他 4 カ国であった。()は回答件数)

資金源：

円借款… 15 件 非円借款… 5 件

契約約款：

FIDIC Red 87	9 件
FIDIC Red 99	3
FIDIC MDB	3
FIDIC Silver 99	1
その他（発注者独自約款）	4
合計	20

5) DB / DAB / DRB の別

DAB	7 件
DB	3
DRB	5
不明	5
合計	20

6) 実際の設置の有無

DAB (DB) の 15 件について

設置した *	6 件
設置しなかった	7
不明	2
合計	15

* 設置した 6 件の内訳……常設(standing) 3 件、随時(ad-hoc) 3 件

DRB の 5 件について

設置した *	4 件
設置しなかった	1
合計	5

* 設置した 4 件はすべて随時(ad-hoc)

3. 海外進出先における DAB の活用状況

ケーススタディー 現地調査(スリランカ国コロンボ)

海外建設協会が 2011 年 2 月に、会員企業が施工中あるいは引き渡し済みであっても回答可能な円借款案件についてアンケートを実施し、34 件の回答があり、うち 9 件が DAB (あるいは DB) を設置したか設置しているとの回答であった。この調査の後、新規案件で DAB 設置案件があると思われるが、問題点などを探るには日が浅いため十分な調査は期待できないため、前記 9 件のうちで既にプロジェクトは引き渡し済ではあるが最終的な精算が済んでいないスリランカのプロジェクトの現地調査を行うとともに、スリランカでは現地プロジェクトにおいても DAB が採用されていることから関係機関に対するヒアリングを実施した。

1) 日程

2012 年

10 月 15 日	月		成田発ーコロンボ着
10 月 16 日	火	AM	ACESL (スリランカコンサルタント協会) 名誉会長 コロンボ外郭環状道路北工区 (大成建設) 視察
		PM	SLNAC (スリランカ仲裁センター) 事務局長 Ministry of Ports & Highwayー契約管理部署担当官
			日系建設関係会社との意見交換
10 月 17 日	水	AM	NCASL(スリランカ建設業協会)会長 DRBF (紛争裁定関連団体) スリランカ代表
		PM	Ministry of Ports & Highway 次官 日本大使館 高橋周平書記官
			JICA 事務所 樋口辰徳次長
			東木オリエンタルコンサルタント及び井田 JICA 専門家 (財務省から出向中)
			日本大使館 粗信仁大使
			コロンボ発
10 月 18 日	木		成田着

ACESL (The Association of Consulting Engineers, Sri Lanka)

SLNAC (Sri Lanka National Arbitration Center)

Ministry of Ports & Highways (RDA : Road Development Authority の上位機関)

DRBF (Dispute Resolution Board Foundation)

NCASL (National Construction Association of Sri Lanka)

2) 調査チーム

チームリーダー	神山敬次	OCAJI 研究理事
調査メンバー	内藤誠二郎	OCAJI アドバイザー
調査メンバー	今野由紀子	長島・大野・常松法律事務所 東京オフィス 弁護士
同行	新田 翔	国土交通省土地・建設産業局建設業課 国際調整第一係長

3) 調査の背景、目的、対象

➤ 背景：

海外工事契約に係る紛争につき、仲裁・裁判を避け迅速な解決を試みる ADR（裁判外紛争解決手段）として、Dispute Adjudication Board (DAB)、Dispute Board (DB)（紛争裁定委員会；発注者及び請負人が中立な第三者を選び紛争の裁定を行う方式。以下、「DAB」と総称）機能が期待されている。スリランカでは、本邦建設会社が受注し施工を行っている南部高速道路事業等の契約約款に DAB 条項が設けられているものの、その運用状況に課題があり円滑な問題解決に至っていないと聞く。

➤ 調査目的：

スリランカにおける DAB の設置状況、稼動状況について、現地発注機関、本邦建設企業や関係者から最新事情を聴取し、今後の迅速な紛争解決に資するものとする。

➤ 調査対象： 1)日程参照

4) 調査概要：主な訪問先・ヒアリング先の発言概要は以下のとおり（順不同）。

コンサルタント協会 ACESL (Association of Consulting Engineering, Sri Lanka)

- DAB 裁定人のローカルリスト (IESL, ICTAD) は 2 つあるが統一されていない。大半がエンジニア。ナショナルリスト (FIDIC 公認) はないが早期に立ち上げたい。
- 国内建設工事：ICTAD 約款使用 (DAB 付託から 28 日以内に裁決)
国際入札案件(ドナー資金提供): FIDIC 約款使用 (84 日以内に裁決)
- DAB 裁定の具体的事例、件数等は把握していない。DAB 費用は一日 3~4 万円、現場への訪問一回 20 万円前後が相場。
- DAB 裁定はあまり発注者に尊重されていない。要因は、裁定人の信頼性がないこと、DAB 裁定に法的執行力がないこと等。英国、豪州、マレーシアでは、DAB 裁定の法的執行力が法律で規定されているが、当地では認められておらず、あくまで当事者が契約上の遵守義務 binding 有りとされているにすぎない。当地でも法案制定の議論はあるが成立未定。
- 裁定人の質向上は急務であり、例えば昨年夏に JICA 協力を得て、マニラ研修を実施。
- DAB 裁定後、仲裁廷は新たにヒアリング・証拠調べはできるが、実際は DAB 裁定同様の

仲裁決定を下すことが多いし、仲裁になると高価で長期間を要する。

仲裁センター SLNAC (Sri Lanka National Arbitration Center)

- スリランカ仲裁法 1995 年：UNCITRAL モデル法採用。NY 条約締結国。
- SLNAC：非政府・非営利機関。主に国内仲裁を扱っており施設的な便宜提供や仲裁人推薦を行う。 仲裁人の正式リストは作成していない。
- 建設工事において DAB 裁定があるとしても仲裁へ進むケースは多い。というのは、DAB 裁定は、契約上当事者を拘束 (binding) するといっても、それ自体執行力がなく、発注者が異議申立てを行わない (黙っている) 場合でも、あらためて仲裁や裁判へ訴えないといけない。 但し仲裁判断の時は、DAB 裁定の事情は斟酌されるだろう。具体の国際事例は持ち合わせていない。
- 政府法律顧問部局 (Attorney General) は、自ら裁定人・仲裁人になることはないが内部リストを持っているようだ。政府はお金がないので、紛争解決プロセスをできるだけ遅らせようとしている。
- 将来的に、スリランカを、SIAC (シンガポール国際仲裁センター) やドバイのような国際仲裁のハブにしたい。他国で仲裁を受けるよりも人件費等が安い。
- より自発的解決を促すことができるから DAB 裁定人には弁護士よりもエンジニアが向いているのではないか。

DRBF スリランカ (Dispute Resolution Board Foundation*)

- Mr. K 氏：DRBF スリランカ代表、英国 QS、スリランカ国内で仲裁ディプロマも取得。南部高速の大成建設工区で、大成の推薦により DAB 裁定人 (常設 3 名) となった。他 2 名は、いずれもエンジニア。
 - 発注官庁側から選任されたことは一度もない。RDA (道路開発庁) には、いつも依頼するお抱え裁定人が存在する模様。
 - 裁定人 (adjudicator) の任命手続は、通常、契約で規定されている。いずれかの当事者が合意しない場合は、ICTAD (建設振興研修所) 等の中立機関が国内リストから任命。
 - スリランカ国内の DAB 裁定人の公平性 (impartiality) について、問題はないものの、発注者・受注者が DAB 裁定人に代金を支払わないケースが散見。
 - DAB の知識を共有し、若い世代を育成するために、「Institute of Dispute Management Professional」という新しい組織を近々立ち上げる予定。 自分 (K 氏) が代表となり、設立メンバーは ICTAD 裁定人リスト 11 名。将来的には、国内の全ての裁定人 (約 20 名)、法律家、エンジニア等を包括する団体に育てたい。
- * DAB や、その他のタイプの紛争管理・解決の仕組みに携わる専門家 (エンジニア、コンサルタント、法律実務家等) の国際的団体

建設業協会 NCASL (National Construction Association of Sri Lanka)

- メンバーは 1000 社以上。殆ど国内工事で、国際契約の工事は少ない。
- DAB 条項が存すれば、仲裁までいく案件が減るだろうから、ないよりもあるほうがよい。
ただ、裁定人の信頼性が低く、発注者サイドは DAB 裁定が出ても支払うお金がないから受け入れてくれないだろう。
- 他方、スリランカでは Engineer が（発注者寄り）で）しっかりしておらず、彼らの支払いの遅れや不誠実行為に penalty 条項を課すべき。
- DAB 裁定のスピードは早いですが、仲裁は最短でも二年かかる。他方、仲裁判断が出てても政府は支払い手続きをとることに積極的でなく、政府上部へのお伺いに回してしまう。スリランカですんなりと支払いを受けるのは（我々国内業者でも）大変難しい。
- 過去において 9 割の裁定・仲裁はコントラクターに有利。政府はいつも負けると思っている。
- 建設業の健全発展を期すべく長年の懸案である Construction Industry Development Act 法案の成立に期待。適切な権限を有する上位の公共事業管理官庁が設置されれば支払いが改善されると期待。

道路庁 RDA (Road Development Authority, Ministry of Ports & Highways) ー契約担当官

- 2004 年頃から多くの案件で DAB 設置あり。具体的には 40 万 US\$を越えるような大規模案件については DAB を設置。Site visit は 3 ヶ月に一回程度。設置が遅れた例は知らない。
- 裁定人の数は基本的に 3 名。RDA 側の選任は、IESL リストから選んでいる。弁護士よりエンジニアが望ましい。スリランカ国籍がコスト節約の観点から望ましい。
- 一連の南部高速道路工事において、幾つかの DAB 裁定が出たが、DAB による紛争解決は不相当と感じた（案件が複雑かつ扱う金額が大規模）。
- DAB 裁定は公平性の観点から問題があると思われる。具体的には言えないが請負者から裁定人が金銭を受領している可能性もある。
- 一般的に、工事の追加コストが当初の 10%を超えて支払う場合は、道路庁の判断ではなく、閣議同意を得る必要が出てくる。その際は、財務省の判断が重要。
- スリランカ政府としては、予算的に DAB 裁定を遵守できそうにない場合、なるべく和解合意を目指し、仲裁に付託することは避ける傾向がある。
- 他方、政府内部的に Attorney General（政府法律顧問部局）の意見を尊重する必要があるが この見解がなかなか出ない。

道路庁ーペマシリ次官

- DAB 裁定は多くの場合 RDA によって遵守されない。単なる契約上の話でしかなく、（仲裁法に基づく仲裁とは違い）法的執行力はないとみざるを得ない。
- マレーシアのように DAB 裁定に法的執行力を持たせる法律が整備されることを期待。政府の Attorney General 部局と議論中。法が制定されない限り DAB 裁定は遵守されない。

- この法整備に JICA 等日本側が支援してくれるのであれば歓迎。他方、日本のゼネコンがスリランカ進出を躊躇しないか懸念。
- ある日本企業との仲裁費用は、多額の費用がかかったのでこりこり。DAB による紛争解決方法が今後活用されることには賛成する。
- 他方、工事の追加コストが当初の 10%を超える場合は閣議決定とともに、追加資金の裏付けが必要。自己資金は限られており JICA 等の追加借款を期待せざるを得ない。

財務省関係者 DER (Department of External Resources, Ministry of Finance)

- スリランカ政府による工事調達は、政府調達ガイドライン（内規）に基づき実施。同ガイドラインに DAB 条項はないが、円借款の場合、JICA 調達ガイドラインが優先されるので、DAB は当然設置される。
- 大規模工事（約 3 億円以上）を契約する場合は最終的に閣議承認が必要。閣議で、DAB 条項のような細かい規定は議論されない。実際上は、融資機関・実施機関の問題であり、財務省は詳細にタッチしていない。
- DAB 裁定による支払いがなされるような場合は閣議承認が必要。仮に、DAB 支払いが、実施機関（例、RDA）が管理する TPC（Total Project Cost：当初金額の一定率増が上限）を超えるような場合は、予算執行できない。

JICA スリランカ事務所

- 旧調達ガイドラインでは、DAB 規定を盛り込めるかどうかは、先方政府との交渉次第。一般的には、追加的なコストを要するため、先方実施機関は DAB 設置に否定的。
- このため、JICA では、関連ワークショップを開催するなど啓蒙・研修に努力。
- スリランカ財務省は DAB について意見を述べることはあまりない。（そもそも実施機関レベルが非常に消極的なため、議論が財務省までいかない。）
- 南部高速道路案件について、
 - ◇ 両側 2 車線から 4 車線に計画変更された際、追加借款を実施。この際に中国企業の担当工区と日本企業の担当工区とで単価に差があったのが紛争原因では。エンジニアの契約上の権限が弱かったことや、実施機関とエンジニアとの信頼関係が欠如していたことも、その後 Commercial Settlement までいった一因か。
 - ◇ 日本政府の追加借款へのスタンスとして、完成・引渡後の追加借款は非常に困難。一義的には、超過費用については先方政府が手当てすることになっている。
- 他方、コロンボ空港拡張事業（STEP 案件）では、
 - ◇ 実施機関（Airport & Aviation Services Sri Lanka）からの抵抗を受け、DAB 条項は設けられず。
 - ◇ 仲裁条項につき、JICA は仲裁地＝第三国、先方は仲裁地＝スリランカを主張。結局、仲裁地は明記せず、契約交渉時に再交渉となった。また仲裁ルールについて、JICA は ICC または UNCITRAL を、先方は国内ルールを主張し、結局 SIAC（シンガポール国際仲裁センター）ルールを採用した。

大成建設スリランカ

- 南部高速道路プロジェクト第2工区（JICA 円借款）
 - FIDIC 1999 版使用（一部修正）
 - 契約上「仲裁地スリランカでスリランカ仲裁法による仲裁」と規定。
 - 常設 DAB あり、裁定人 3 名（いずれもスリランカ人エンジニア、第三人の推薦はあえてしなかった）。
 - より公平性を担保するためには、第三国での仲裁が望ましい。
- 大コロombo圏環状道路 北1工区（JICA 円借款）
 - FIDIC 1999 版使用（一部修正）
 - 仲裁条項については上記と同じ。
 - 常設 DAB あり、裁定人 3 名（いずれもスリランカ人）

熊谷組スリランカ

南部高速道路 プロジェクト（ADB ローン）について、

- 熊谷組にとって有利な DAB 裁定が出ると、道路庁 RDA が不服申立し、RDA にとって有利な DAB 裁定が出ると、熊谷組が不服申立するということになり、また、限られた審理である DAB では裁定内容そのものが不十分なことも多く、双方が不服申立することが多く発生した。
その結果、熊谷組としては、問題解決のためには、契約に基づく仲裁に付託せざるを得ない事態となった。
- 本件仲裁は、ICC ルールに基づく国際仲裁（仲裁地はコロombo）であり、ルールに基づく厳密な審理が行われた。その結果、時間と費用を要したが、熊谷組にとって、DAB 裁定よりさらに有利な仲裁裁定が得られた。
- 仲裁裁定の履行については、現在協議中である。

若築建設スリランカ

- 世銀融資の北部道路工事において、仲裁人の一人を海外から選定したが（仲裁地・仲裁法ともにスリランカ）、スリランカ政府側がそれを不服とし、裁判で争っている。

ヒアリングを終えた調査チームの所感

- スリランカでは、案件により DAB 条項は整備されているが、裁定人の力量が不足気味。また関係省庁に DAB 裁定を遵守しようという意識が低い（理由：裁定人の中立性疑問視・経験不足、発注者に追加資金がない等）。

- DAB 裁定遵守意識の低さの背景の一つとしては DAB 裁定に法的執行力がないことが考えられる。
- DAB 裁定人のキャパシティ・ビルディングとともに、関係省庁の契約管理マネジメント強化やリスク管理意識の向上を行うことが重要であろう。

<参考>

スリランカ南部高速道路プロジェクト概要

- スリランカで初めての高速道路建設
- 発注者：スリランカ道路開発庁 (RDA, Road Development Agency)
- 総延長 126 k m (コロンボ～マタラ間)、4 車線 (片道 2 車線)
- 4 区間
 - ① コロンボ (Kottawa) ～Dodangoda (36km)：China Harbour Co.
 - ② Dodangoda～Kurundugahahetekma (31km)：大成建設
 - ③ Kurundugahahetekma ～ゴール Galle (30km)：熊谷組
 - ④ ゴール Galle ～マタラ Matara (30km)：中国企業
- ①②は JICA 円借款 供与限度額 362 億円 (フェーズ I+II)
- ③④は ADB ローン 178 百万ドル+α
- ①②③区間は 2011 年 11 月開通 (当初予定より 3 年遅れ)
- 事業費約 700 百万ドル (新聞報道によれば当初予算の 3 倍)
- 軟弱地盤の改良技術 (強制排水圧密工法) が活かされた

大コロンボ圏都市交通整備計画プロジェクト概要

- 大コロンボ都市圏の外郭環状道路を整備するプロジェクト
- 発注者：スリランカ道路開発庁 (RDA, Road Development Agency)
- 総延長 29 k m
- 3 区間
 - ① 南工区：コタワ Kottawa～カドゥエラ Kaduwela (12km)
 施工：China Harbour Co.
 JICA 円借款 供与限度額 219 億円
 - ② 北 1 工区：カドゥエラ Kaduwela～カダワッタ Kadawatta (9km) (STEP 案件)
 施工：大成建設
 工期：2012 年～2015 年初め
 JICA 円借款 供与限度額 372 億円 (I+II)
 (多雨・湿地帯が多く、うち 6km が橋梁部分となる難工事)
 - ③ 北 2 工区：カダワッタ～A3 北部道路 (今後入札予定)

4. 調査結果の分析と今後の展望

- DAB(DB)が契約にあった案件（20件）と無かった案件（70件）を、「片務的契約条件の有無」、「EOT、追加費用が認められたか否か」などについて比較すると、「片務的契約条件である」ことや、「EOT、追加費用が認められなかった」などの問題ありと言える事項の比率（%）は、DAB(DB)が契約に有った案件の方が無かった案件より全ての項目で小さかった。

契約上のDAB(DB)有無による回答の比較

契約条件の片務性		
DAB無し 70件		
うち片務性あり	39件	56%
DAB有り 20件		
うち片務性あり	7件	35%

回答		土地の引き渡し遅れに伴う着工・工事の遅れ		Utilities、埋設物の移設・除去の遅れに伴う着工・工事の遅れ	
		工期延長:	追加費用:	工期延長:	追加費用:
DAB無し 70件	認められた	8件 11%	1件 1%	4件 6%	1件 1%
	不十分だが認められた	14 20%	9 13%	8 11%	8 11%
	認められなかった	6 9%	13 19%	11 16%	12 17%
	係争中など	1 1%	6 9%	1 1%	4 6%
DAB有り 20件	認められた	4 20%	1 5%	3 15%	0 0%
	不十分だが認められた	2 10%	5 25%	1 5%	5 25%
	認められなかった	0 0%	1 5%	1 5%	1 5%
	係争中など	3 15%	5 25%	2 10%	1 5%

注) %は、DAB無しの場合… [該当件数]/70件、DAB有りの場合… [該当件数]/20件（以下同）

回答		設計変更に係る問題		物価変動に伴う調整	
		工期延長:	追加費用:	追加費用:	
DAB無し 70件	認められた	9件 13%	1件 1%	8件 11%	
	不十分だが認められた	25 36%	38 54%	28 40%	
	認められなかった	5 7%	2 3%	13 19%	
	係争中など	5 7%	11 16%	10 14%	
DAB有り 20件	認められた	10 50%	4 20%	1 5%	
	不十分だが認められた	0 0%	8 40%	9 45%	
	認められなかった	0 0%	0 0%	2 10%	
	係争中など	2 10%	2 10%	1 5%	

回答	支払遅延					
	月次支払		最終精算金		留保金	
DAB 無し 70件	支払遅延 14件 20%		支払遅延 17件 24%		解除遅延 13件 19%	
	金利は？					
	支払われた	1件 1%				
	支払われなかった	9 13%				
	未定他 3/無記入 57	60 86%				
DAB 有り 20件	支払遅延 2件 10%		支払遅延 3件 15%		解除遅延 1件 5%	
	金利は？					
	支払われた	1件 5%				
	支払われなかった	0 0%				
	無記入	19 95%				

- DAB(DB)が契約にあったが委員会 (ad-hoc) を設置しなかった理由を尋ねたところ、「和解で済んだ」、「問題が発生しなかった」との回答が、回答6件中5件あった。その他に、「仲裁に直接持ち込めばよい」、「競合他社との関係で入札価格に DAB 費用をコストインできなかつた」との理由を挙げたコメントがあった。また、「契約にはあったが、発注者、エンジニア、請負者のいずれからも設置について話題としてあがらなかった」との回答もあった。
- DAB(DB)設置のメリットとしては以下の回答、コメントがあった。
 - 追加費用クレームに関わる紛争の場合、暫定的にでも DAB 裁定が履行されることで、請負者側のキャッシュフローの改善にはつながる（但し、発注者側が契約条件に従って、DAB 裁定に従う場合に限る）。
 - 仲裁判断が予測できるため、仲裁に行かないで済む等のメリットがある。
 - 軽微な技術上・金銭上の紛争を早期に解決するためには完全な第三者による DAB(DB) の設置を契約条件に盛り込むことも有効ではないかと思う。（仲裁あるいは更に裁判ということになるととてつもなく時間が掛かる）
- アンケート調査の他に DAB を本格的に導入しているプロジェクトについてヒアリングを行った。以下にそこでのコメントを紹介する。
 - 本件プロジェクトの国における公共工事の紛争は、工事中に決着することはほとんどなく、工事が完了してから漸く EOT（工期延長）や L/D（遅延損害賠償金）、追加工事の交渉が行われ、最終的には契約条件に従い Arbitration か裁判所で決着するのが一般的といわれている。工事中、請負者は多大な立替や L/D のリスクを負いながら工事を続けることになる。
 - その背景にはこの国の法制度、業務執行の手順・慣行がある。公務員は汚職の疑惑を掛けられる事を嫌い、会計検査院による厳しい Audit を無事にこなすためにも、狭義・保守的契約条件の解釈に従って下から上に書類を上げ、上司は更に査定を削る事はあってもコントラクターに有利な譲歩は一切しないという現状がある。

- このような硬直化した契約的対立の中で工事を進めるに当たり、第三者専門家による DAB 裁定は発注者側の公務員にとっても免罪符（個人的責任を問われない）となる歓迎すべきシステムであるといえよう。
- しかし、本件プロジェクトのケースでは、発注者に DAB を活用する意思は無く、積極的に活用しているのはコントラクターである。前述のように、契約条件を狭義・保守的に解釈する発注者を相手に早期の解決・決着を目指すには DAB の活用しか選択肢はなかったといえる。
- 裁定通りに履行された要因としては、請負者側のアジュディケーターは仲裁人としての経験のある世界的に有名な英米人で、DAB のメンバーは世界的に著名な人物で構成されており、権威ある裁定として取り扱われ、その DAB 裁定に強制力を認めた契約約款を、発注者／コントラクター双方が遵守しているからといえる。
- 有利な裁定を得るためには、日頃からクレームエビデンスの取得・保存に務め、そのエビデンスに基づく極めて高い International Level でのプレゼンテーションおよび関係書類等を準備する事に尽きる。

以上の調査結果から、

- DAB を契約に折り込むことで、発注者側の契約遵守意識の向上や、両当事者間の信頼関係が深まるといった、トラブルの抑止効果があるのではないかとの見方も成り立つかもしれないが、今回のアンケート回収件数が 20 件ということもあり、因果関係までは今回の調査からは結論は得られない。更なる事例の蓄積と考察が必要であろう。

なお、DAB 普及に積極的に取り組んでおられる京都大学の大本客員教授は、「DAB の最大の目的は Decision を下すことではなく、常設の場合ではあるが、定期的な Site Visit による事前の紛争予防である」と繰り返し強調されている。

- 今回調査では DAB (DB) 設置条項が盛り込まれている MDB 版が採用されていた案件は全回答 90 件中 4 件のみであったが、昨年（2012 年）4 月以降にプレッジ（事前通報）、E/N（交換公文）が結ばれる全ての円借款案件では MDB 版採用が義務づけられる、すなわち、DAB 設置条項が盛り込まれることになる。

MDB 版を従来採用されていた FIDIC Red Book ‘87 年版と比較すると、エンジニアが紛争解決に果たせる権限が小さくなってきているために仲裁に持ち込まれるケースが増加するとの危惧がもたれている。

今回の調査では DAB に裁定を仰がねばならない問題がなかったり、問題が発生しても和解で解決を見たとのことであったが、事前には十分にリスクを察知し得ない地下部分を多く含む案件や、国際的な契約に不慣れな発注者と結ぶ案件などでは、紛争や仲裁に発展するリスクを抱えることになるので、このリスクを低減する方策として契約上のみにとどめずに実際に DAB 設置を積極的に検討していく必要があるだろう。